

# 令和8年度(令和7年所得)分町・県民税等申告相談のお知らせ

令和8年度から町・県民税等申告の相談受付は事前予約制になります。

町県民税と所得税の申告相談を2月16日(月)から3月16日(月)まで行います。申告は令和8年1月1日現在で当町に住所のある方が令和7年中の所得や控除、扶養親族等について申告いただくものです。このお知らせをご確認し、オンラインで事前予約のうえ申告をお願いします。

※事前予約は2月2日(月)午前9時から申告受付時間の24時間前までオンラインで受け付けます。

## ◇確定申告書、町・県民税申告書はスマホ・パソコンから簡単に作成できます。

申告会場に出向かずにご自宅から確定申告、町・県民税申告ができます。ぜひe-Tax(確定申告)、eLTAX(町・県民税申告)をご利用ください。マイナポータルとe-Tax、eLTAXを連携(マイナポータル連携)すると、申告書の該当項目が自動入力され、医療費通知情報や寄付金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく、書類の提出保存も不要となり便利です。給与所得や公的年金等の源泉徴収票なども自動入力の対象となります。この機会にぜひマイナポータル連携を使ったe-Tax、eLTAXをご利用ください。なお、マイナポータル連携をご利用になるには事前準備が必要ですので、お早目の準備をお願いします。

裏面のフローチャートでⒶの判定の方は確定申告、Ⓑ・Ⓒの判定の方は町・県民税の申告が必要です。

«マイナポータル連携はこちら»



## ◇申告について

裏面のフローチャートにより、ご自身の申告が必要かどうかご確認ください。

## ◇資料の事前作成について

以下の申告をする場合には、必ず資料を事前に作成してからご来場ください。作成されていない場合、予約をしていても受付できませんのでご注意ください。

- ・営業・農業・不動産の事業所得の申告には「事業所得の収支内訳書」が必要です。
- ・医療費控除を申告される場合、「医療費控除の明細書」が必要です。医療費控除の明細書は「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて計算してください。

医療保険者(市町村や健康保険組合など)から交付される「医療費のお知らせ」の原本を添付することによって、明細書の記入を省略することができます。なお、医療費控除の申告の対象となる期間は毎年1月から12月ですが、「医療費のお知らせ」に記載される期間は、医療保険者により異なります。「医療費のお知らせ」に記載されていない月分の医療費については、医療費控除の明細書を作成する必要があります。

## ◇町の申告相談会場で受付できない内容

以下の内容については、税務署又は自宅等のパソコン・スマートフォンから申告をお願いします。

- ① 「住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)」または「住宅関連特別控除」の適用を受ける申告  
※単独借入・連帯債務のいずれも受け付けできません。
- ② 配当所得の申告  
※総合・分離課税のいずれも受け付けできません。
- ③ 分離課税(株式・不動産等の譲渡所得、先物取引にかかる雑所得、上場株式等の配当所得)の申告  
※土地等の収容を受けた場合には町会場で申告可
- ④ 「日本国外に居住する親族」にかかる扶養控除等の適用を受ける申告
- ⑤ 「雑損控除」、「外国税額控除」、「損失繰越」の適用を受ける申告
- ⑥ 青色で確定申告を行う事業主の申告
- ⑦ 消費税・贈与税・相続税に該当する方の確定申告
- ⑧ 亡くなった方の準確定申告
- ⑨ 税務署の判断が必要な申告

## ◇申告相談日程

○会 場：八千代町役場 1階町民ホール特設会場

○申告相談日程：令和8年2月16日(月)から3月16日(月) ※土、日、祝日を除く

休日申告相談日：令和8年2月22日(日)

○申告受付時間：午前の部

8時40分	9時00分	9時20分	9時40分	10時20分
10時40分	11時00分	11時20分	11時40分	

午後の部

1時00分	1時20分	1時40分	2時00分	2時20分
2時40分	3時20分	3時40分	4時00分	4時20分

- ※ 混雑防止のため、事前予約制となりました。希望日時をご予約のうえ、開始10分前までにはご来場ください。  
申告の状況によっては、予約時間を過ぎる場合がありますのでご了承ください。  
※ 当日必要書類が揃わない場合は申告受付ができません。その場合、改めて予約が必要になります。  
※ 申告期間中、税務課窓口では申告相談はできません。  
※ ご自宅等で作成した確定申告書は、税務課から回送いたしません。直接下館税務署へ郵送ください。

## ◇予約受付について

令和8年度から、町・県民税等申告受付相談はオンラインによる事前予約制となります。

※ 申告する方ごとに1枚ずつの予約が必要です。

(例) 同世帯の八千代太郎さんと八千代次郎さんの申告をしたい。→それぞれ別の時間で2枚の予約が必要です。

「8:40 八千代太郎 9:00 八千代次郎」の予約は可。同じ時間帯の予約では申告できません。

予約受付期間 2月2日(月)午前9時から申告受付時間の24時間前まで 当日の予約はできません。

«スマートフォンやパソコンからの予約申込»

以下のURL、またはQRコードからご予約ください。

<https://yachiyo.rsvsys.jp>

<https://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/page/page009383.html>

«予約はこちら»



«インターネット予約の手順は町ホームページからご確認ください»



«窓口での予約申込»

スマートフォン・パソコンで予約ができない方は、下記のとおり予約を受け付けます。

日 時	受 付 窓 口	受 付 時 間
2月2日(月)から 3月13日(金)まで 土・日、祝日を除く	八千代町役場1階 ⑥番窓口 税務課住民税係	午前9時から12時まで 及び 午後1時から5時まで
※2月2日(月)午前9時から申告受付時間の24時間前まで予約を受け付けます。当日の予約はできません。状況により希望日時の受付ができない場合があります。		

※電話での予約はできません。

お問い合わせ：八千代町役場 町民くらしの部税務課 住民税係 電話0296-48-1666(直通)

## ◇申告の時に必要なもの

### 1. 所得の計算に必要なもの

種類	必要書類	書類の発行・問合せ先	備考
給与	源泉徴収票	勤務先（複数ある場合はすべて）	源泉徴収票が発行されないときは、給与明細・支払証明書等で可
年金	源泉徴収票	年金ダイヤル又は下館年金事務所	年金振込通知書は不可
一般（営業）、農業、不動産	収支内訳書	役場 税務課や税務署で配付（町HPからダウンロード可能）	事前に領収書等を整理・計算し、収支内訳書を作成してください。
	帳簿・領収書等		
申告用公課証明又は固定資産税課税明細	役場 税務課（申告用公課証明は無料）	事業用資産の固定資産税を経費計上する場合の資料となります。	
収用（買取等）	買取り等証明書	公共事業の実施者	
その他	上記のほかに令和7年中の収入に関する資料がある場合はお持ちください。		

### 2. 所得から控除するために必要なもの

種類	必要書類	書類の発行・問合せ先	備考
社会保険料控除	国民年金保険料	納付済証又は控除証明書	日本年金機構
	国民健康保険税	納付済証又は役場税務課（申告用無料）	
	介護保険料	申告用納付額確認書	役場福祉介護課（〃）
	後期高齢者医療保険料		役場国保年金課（〃）
生命保険料	控除証明書	保険の契約先	
地震保険料	控除証明書	保険の契約先	
扶養控除	扶養控除の対象になる方の令和7年中の所得とマイナンバーがわかるものをお持ちください。	住所、氏名、生年月日、申告者との続柄を申告時にお聞きします。	
障害者控除	障害者手帳	役場福祉介護課	申告時に手帳で等級を確認します。
	障害者控除対象者認定書	役場福祉介護課（申告用無料）	介護保険の要介護等認定を受けていて、障害者控除認定基準に該当する方
寄附金控除	寄附金の受領証明書	寄附先の団体	申告をした場合は、ふるさと納税ワンストップ特例は無効になります。
医療費控除・セルフメディケーション税制	医療費控除明細書	役場 税務課や税務署で配付（町公式HPからダウンロード可能）	事前に領収書等を整理・計算を済ませて、明細書を作成してください。
	医療費等の領収書	医療機関等	
	医療費のお知らせ	健康保険組合等	原本添付になります。
	補てん金の明細書	高額療養費や生命保険給付金等の支払者	医療費の支払額から差し引きます。

### 3. その他で申告に必要なもの

種類	備考
本人確認書類	マイナンバーカードをお持ちの方 ① マイナンバーカード
	マイナンバーカードをお持ちでない方 ①通知カード又はマイナンバーの記載がある住民票の写し ②運転免許証、健康保険証、パスポートなど
申告者名義の金融機関口座	所得税の還付申告をする方は、還付金受け取りのため金融機関の口座情報が必要です。口座情報を正しく伝えるため通帳をお持ちください。
利用者識別番号	取得済の場合、税務署から送付された利用者識別番号が記載されたハガキ等をご持参ください。前回までの申告時に役場で番号を取得している場合、改めて取得する必要はありません。

## 令和8年度（令和7年分）申告フローチャート

